

くらしのちえ

発行 東京都台東区東上野 4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL 03-5246-1144

最近の埋葬事情について考えてみましょう

日本では古来より、代々受け継がれる伝統的な形式のお墓が、家族のつながりや故人への敬意を示す上で、大切な役割を担ってきました。一方で、少子高齢化や核家族化の進展等により、従来の形のお墓の維持管理が難しくなっている家庭もあることから、新しい形の埋葬方法も注目されています。最近の埋葬事情について考えてみましょう。

1. お墓を買うってどういうこと？



お墓を土地ごと買うってことかな？



土地を買うわけではありません。区画を使用できる権利である「永代使用権」を取得し墓所使用契約を結びます



「永代使用権」って永遠に使用できる権利なの？



「永代」とは「代が続く限り」という意味です。継承者がいる限り使用できる権利であり、継承者がいなくなり、無縁墓と認定されれば、権利が消滅し、墓石は撤去され、お骨は合葬されます

2. いろいろある埋葬の例

一般のお墓

いわゆる昔からの「〇〇家之墓」に、遺骨を埋蔵します。永代使用権と墓石を購入して年間管理料を支払います。お墓の掃除などのお手入れが必要です。



納骨堂

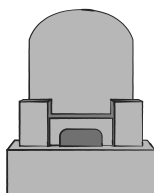
遺骨を安置するための屋内施設です。ロッカー形式や仏壇形式、墓石方式など様々なものがあります。参拝できる時間やお供え物等に制限がある場合があります。



ロッカー形式

永代供養について

遺族に代わり、霊園や寺院が遺骨の管理や供養を永続的に行うことです。合祀される場合は、遺骨をとりだすことはできません。



樹木葬

墓石の代わりに樹木を墓標とし、遺骨を埋葬する方法です。季節や樹木の種類によっては景観や外観が変化する場合があります。



3. こんな相談事例があります



遠方のお寺の檀家になっており、亡くなった両親や先祖のお墓がある。高齢になりお墓参りに行けないので、自宅近くの合同納骨堂に遺骨を移したい。お寺に「お墓を引っ越ししたい」と申し出ると、費用は数百万円と言われた。

ひとことアドバイス

- 今あるお墓を撤去し、他の場所に引っ越しさせることを「改葬」といいます。
- 「改葬」が増加する背景には、社会環境の変化により、地元でお墓を管理していくことが難しくなったことがあります。
- 一般的に、改葬する際は「お墓を撤去する費用」や「新たなお墓の購入費用」が必要となります。
- 檀家になっている場合は、寺院との関係にひと区切り付けることになり、その際、寺院からお布施（いわゆる離檀料）を求められることもあります。お布施については、明確な基準がないため、寺院と話し合うこととなります。
- 墓石の撤去については、石材店に見積もりを依頼し、費用等の十分な説明を受けた上で契約するようにしましょう。

4. 改葬手続ってどうやるの？

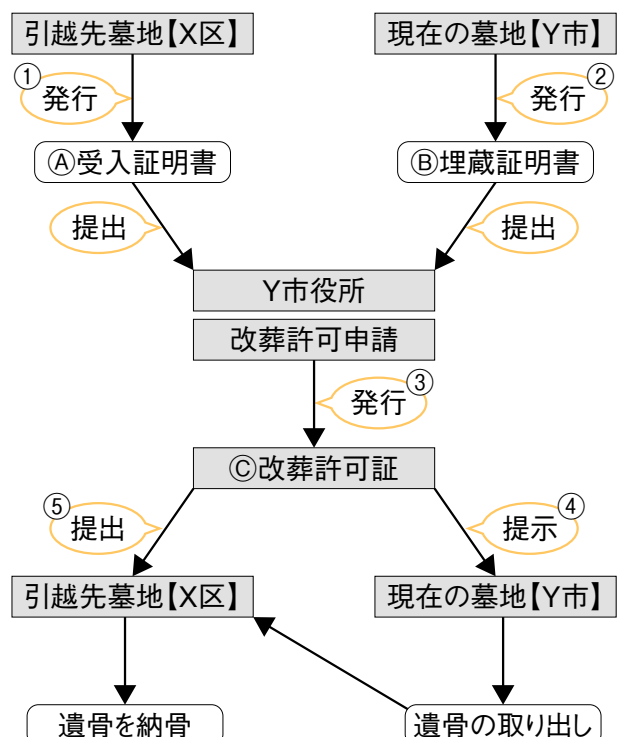
勝手にお墓を移転することはできません！！

改葬の流れ

親族や寺院等と相談をして、きちんと手続を踏んで進めましょう。

- ① 引越先の墓地の管理者に①受入証明書を発行してもらう
- ② 現在の墓地の管理者から②埋蔵証明書を発行してもらう
- ③ Y市役所で改葬許可申請書に①と②を添えて提出し③改葬許可証を発行してもらう
- ④ 現在の墓地の管理者に③を提示し、遺骨を取り出す ※閉眼法要(魂抜き)の儀式を行うことあり
- ⑤ 引越先の墓地に③を提出し、遺骨を納骨する ※開眼法要(魂入れ)の儀式を行うことあり
- ⑥ 元のお墓の墓石等を撤去し更地に戻す

＜Y市からX区へお墓を移転するケース＞



5. その他の供養について

● 墓じまい

お墓の継承者がいない場合、お墓を引越する「改葬」を行うことでは解決になりません。供養を永代にわたって寺院や霊園に任せる「永代供養」という方法もありますが、近年では、お墓を作らない・持たないという考え方も出てきています。先祖のお墓を整理して、別の形で供養することは、近年「墓じまい」と呼ばれています。

「墓じまい」を行う場合、墓石の処分は処分事業者に依頼しますが、遺骨については、許可を受けた墓地以外の場所に勝手に埋蔵したり、放置したりすることは、法律で禁止されています。遺骨を勝手に処分すると死体遺棄罪に問われる可能性があります。なお、自宅に遺骨を安置すること自体は、問題ありません。

● その他の供養の例 ～こういう方法もあります～

自然葬（散骨※）

火葬後の遺骨を細かく砕いて粉末状にし、海や山などに撒いて供養する埋葬方法です。散骨に関する明確な法律がないため、現状では「合法である」「違法である」とは明言できません。



手元供養

遺骨の一部または全部を、自宅などの身近な場所に安置し、供養する方法です。遺骨であることに変わりはないため、埋葬する場合は、許可を受けた墓地に納骨する必要があります。



※ 無用なトラブルを避けるために

現在、散骨については法律上の定めがありません。

国は『墓地、埋葬等に関する法律において、散骨を規定する法律はない。この問題については、国民の意識・宗教的感情の動向等を注意深く見守っていく必要がある』との見解を示しています。

（東京都保健医療局ホームページより）

海や川での散骨では、水産物などへの風評被害が生じるおそれがあります。また、山での散骨では、土地所有者や近隣の人とのトラブルに発展するおそれもあります。遺骨に対する感情は人により様々であるため、こうしたトラブルが生じないよう、十分に配慮することが必要です。

なお、水源等に散骨する場合は、条例によって禁止されている場合もありますので、事前に散骨を検討している地域の自治体にお問い合わせください。

「継承者がいないので心配だ」「子供に頼れない・頼りたくない」など、送られる側は、お墓をどう継承していけばよいか悩んでいます。一方で、送る側は「できる限り、お墓参りに行きたい」「故人を偲ぶ場所がほしい」という希望もあります。埋葬の形が多様化していく中で、どのような方法であれば皆の気持ちが満たされるのか、様々な視点から埋葬のあり方を考えていくことが必要ではないでしょうか。



台東区消費生活センターにご相談ください

台東区消費生活センターでは、消費者と事業者間の契約に関するトラブルや商品・サービスに関する相談について、専門の消費生活相談員と一緒に考え、解決の手伝いをします。契約トラブルや、契約内容がわからなくて不安な時は、気軽にご相談ください。

1 事前に用意するもの

- ① 契約書、保証書、製品の写真、パンフレット、WEB 画面や電子メールなど、契約内容が客観的にわかる資料
- ② トラブルに至るまでの経緯をまとめたメモ
- ③ インターネット通信販売を利用した場合は、「広告画面」や「申込画面」



2 相談方法

電話または来所による相談を受け付けています。

- * 原則として契約者本人から相談ください。
- * 相談は無料（電話通話料は相談者負担）
- * メールでの相談は受付けておりません。



3 相談の流れ

- ① 住所や氏名などの受付をします。
 - ② 消費生活相談員が相談内容を聞き状況を把握します。
 - ③ 相談内容に対する情報提供や、自主交渉のアドバイスをします。
 - ④ 相談者の自主交渉が難しい場合は、相談員が必要に応じてあっせんをする場合があります。
 - ⑤ 他機関による解決が望ましいと判断される場合は、別の相談機関を案内します。
- ※消費生活センターには、事業者を指導する権限はありません。
※提供いただいた情報は、個人情報を除いて、統計資料・相談事例として利用します。

台東区消費生活センター

相談専用電話 **03-5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ⑦番窓口

相談できる方 台東区内在住、在勤、在学の方

トラブルにあった時は
早めにご相談ください。

電話または来所による相談です。
相談無料・秘密厳守です。

